



2019年
12月
206号



連合鶴岡田川

編集発行
連合山形鶴岡田川
地域協議会
鶴岡市泉町8-57
TEL 0235-25-8605
労働組合センター内

2020
春闘

連合は11月24日の中央委員会において、2020春闘で賃金体系を底上げするべアを5年連続で2%程度とし、定期昇給と合わせて4%程度とすることを決定した。

標準額を35歳で287,000円、30歳で256,000円、最低到達額を35歳で258,000円、30歳で23

5,000円と、水準金額を具体的に示し、雇用形態や企業規模による賃金格差の解消を図ることとした。

また、最低賃金は時給1,100円以上を必須目標とし、勤続17年35歳相当の時給1,700円、月給280,500円と設定し、昇給制度を要求することとした。

【月例賃金】

すべての組合は月例賃金にこだわり、賃金の引き上げをめざす。要求の組み立ては、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を確保した上で、名目賃金の到達目標の実現と最低到達水準の確保、すなわち「賃金水準の追求」にこだわる内容とする。

組合員の個人別賃金実態を把握し、賃金水準や賃金カーブを精査してゆがみや格差の有無などを確認した上で、これを改善する取り組みを行う。

【男女間賃金格差および生活関連手当支給基準の是正】

改正女性活躍推進法にもとづく指針に「男女の賃金の差異」の把握の重要性が明記されたことを踏まえ、男女別の賃金実態の把握と分析を行うとともに、問題点の改善と格差是正に向けた取り組みを進める。

【初任給等の取り組み】

すべての賃金の基礎である初任給について社会水準を確保する。18歳高卒初任給の参考目標値を174,600円とする。

【一時金】

月例賃金の引き上げにこだわりつつ、年収確保の観点も含め水準の向上・確保をはかることとする。

【改正労働基準法に関する取り組み】

2020年4月から時間外労働の上限規制の中小企業への適用が開始される。①36協定の点検・見直し（限度時間を原則とした締結、休日労働の抑制、過半数労働組合・過半数代表者のチェック等）及び締結に際しての業務量の棚卸しや人員体制の見直し、②すべての労働者を対象とした労働時間の客観的な把握と適正な管理の徹底、③年次有給休暇の100%取得に向けた計画的付与の導入等の労使協議の実施および事業場外みなしや裁量労働制の適正な運用に向けた取り組み（労使協定・労使委員会、健康・福祉確保措置の実施状況、労働時間の状況の点検）の徹底をはかる。



【同一労働同一賃金に関する取り組み】

同一労働同一賃金の法規定が2020年4月より施行されることを踏まえ、すべての労働組合は、職場のパート・有期雇用・派遣労働者の労働組合への加入の有無を問わず、労働条件の点検をはかる。



連合 日本労働組合総連合会

JTUC-RENGO
JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION

**連合がめざすのは、
”働くことを軸とする安心社会”**

【連合鶴岡田川地協の取り組み】

- 12月18日（水）
連合山形地協議長・事務局長会議（10時・大手門パルズ）
- 12月26日（木）
皆川治市政報告会（18時・東京第一ホテル鶴岡）
- 1月 7日（火）
連合山形第2回執行委員会（14時・大手門パルズ）
- 1月 7日（火）
連合山形2020新春旗開き（15時30分・大手門パルズ）
- 1月10日（金）
全水道2020旗開き（18時・グランドエルサン）
- 1月11日（土）
連合鶴岡田川2020旗開き（18時・東京第一ホテル鶴岡）
- 1月17日（金）
鶴岡市職員労働組合旗開き（18時・勤労者会館）
- 1月18日（土）
JP労働組合鶴岡地方支部2020旗開き（18時30分・東京第一ホテル鶴岡）